

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

それでは発言のお許しをいただきましたので、質問を始めさせていただきます。今回4点質問させていただきます。

1点目ですけれども、船津地区の消雪装置設置についてということで、ライフワークの1つのことを確認していきたいと思います。中は4点あります。1つは、川西地区の事業について。2つ目、船津中央地区の事業設計と工事予定について。3つ目は、新規で井戸の調査をしないのかということ。4点目は、暑い夏にはぜひ散水装置としての利用をしていただきたいということでの4点です。

今、神岡町川西地域での消雪装置設置工事が2年経過いたしました。設置された町内からは喜びの声が聞かれております。最近では、船津地区のほぼ全部の町内から雪対策の要望が市のほうに出されていると聞いております。市街地の細い道路では、高齢化や過疎化で除雪された雪を捨てることもできず、路肩に堆積している場所も見受けられ、通行車両の妨げとなるような場所も見受けられております。そんなことから質問いたします。

1点目、川西地区の事業についてです。令和6年度、令和7年度と2年度分の消雪装置設置工事が完了いたしました。今回の計画の最終年となる令和8年度の工事は、令和7年度の補正予算と令和8年度の当初予算で計上されていますが、消雪に使用する水量、水ですね、これは当初考えていたとおりに設置工事が進むと考えるとよろしいのでしょうか。

2点目、船津中央地区の事業設計と工事予定についてです。川西地区の工事が令和8年に終了した後、船津中央地区の工事に入る予定になっております。今、物価高騰の影響が出ており、飛騨市の当初予算にも表れておりますが、令和8年の詳細設計、令和9年からの3年間での設置工事ということを以前の質問の答弁の中で出てきておりますが、この計画については物価高騰関係なく予定どおり進められるのか、その辺のことをお伺いいたします。

3点目、新規で井戸の調査をということですが、現在ある3基の井戸の余剰水を活用し、その範囲内での設置工事がされておりますが、川西地域も船津中央地域も、先ほども言いましたがほぼ全ての町内からの要望が出ております。しかし、現在の井戸だけでは、これらを全て網羅することは到底できません。過去には井戸の調査をした場所もありますが、それから年数もかなり経過をしております。新たな調査など今後必要と考えていきますが、現段階での方針はどのようになっていますか。

4点目、暑い夏に散水装置としての利用をということですが、以前にもこれは聞いております。消雪装置が設置された路線では、夏に散水して路面温度の上昇を抑えることができるのではないかとの話があります。今は異常な暑さの夏が毎年來ます。以前、脱炭素先行地域などの質問の際にも提案いたしました。夏の気温上昇を抑えるために脱炭素の事業を活用して、太陽光発電による電源で日中の散水を行うことも可能ではないでしょうか。現在の消雪稼働用の電力は冬期間用であり、夏場に使用すると全ての電気料金が高騰することは理解をしております。しかし、暑い夏には家庭や会社での冷房需要が高まり、電力不足が予想され、電力会社からの節電の協力などのお願いが出ることもあります。本日も北陸電力では、夕方1時間節電のお願いが出ておりま

す。わずかな電力で市街地を少しでも冷やすことで、冷房用の電力が少しでも抑えられれば、電力会社も、住民も、市も、お互いにメリットが生まれるのではないのでしょうか。温暖化対策と脱炭素の関係から、電力会社と散水用の電力供給について協議することも必要だと考えますが、どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

船津地区の消雪装置設置について、4点の質問を頂きましたのでお答えいたします。

まず1点目の川西地区の事業についてお答えいたします。神岡町川西地区の消雪施設の整備につきましては、水源である大島ふれあいセンターの井戸の水量に余裕があったことから、地元区より消雪施設設置範囲の拡大の要望を受けて、令和5年度から令和6年度にかけて実施設計を行いました。なお、消雪施設を整備する路線の選定については、道路幅員や機械除雪の効率性を勘案しつつ、地元区の皆様と合意形成を図りながら決定いたしました。追加で整備する道路延長は1,271メートルで、令和6年度から工事に着手しており、令和7年度までに756メートルが完成し供用を開始しております。残りの515メートルについては、本議会に上程しております令和7年度補正予算と令和8年度当初予算で工事費を計上しており、予算を承認いただきましたら速やかに工事を発注し、令和8年の降雪前には工事を完了し、計画した全路線の整備を完成させる予定です。現在までに延長した路線での消雪の状況を確認したところでは、特に問題は生じておらず、計画どおり整備できるのではないかと考えております。

次に、2点目の船津中央地区の事業設計と工事予定についてお答えします。船津中央地区の消雪施設の整備につきましては、川西地区の整備が完了した後に整備する計画としておりまして、令和8年度より消雪施設整備に関する詳細設計を行う予定であり、令和8年度当初予算に設計費を計上しております。詳細設計を進めるに当たっては、川西地区と同様に地域から頂いた要望路線と整備可能な路線をしっかりと精査し、地域の皆様と合意形成を図る必要があります。そのため、地元説明会等を開催しながら路線選定を進めてまいります。

また、今回の整備についても既存の消雪施設を活用して進めることから、配管系統や機器の規模を見直し、詳細設計に反映させる必要があります。また、議員御指摘のとおり物価高騰の影響もあり、現時点で正確な事業費は把握できておりませんので、詳細設計を行う中で事業費を算定していきたいと考えております。

なお、工事の具体的な期間につきましては事業費の算定と併せて計画してまいります。計画どおり令和9年度から工事着手できるよう、地域の皆様と連携して計画の着実な推進に努めてまいります。

続いて、3点目の新規の井戸調査についてお答えします。川西地区及び船津中央地区の消雪施設の整備につきましては、現在、既存の3基の井戸の余剰水量で整備できる範囲内で整備を進めているところです。これまでに川西地区においても、既存井戸の水量で整備できる範囲内で、地元区と合意形成を図りながら整備路線を決定してきました。船津中央地区でも、既存井戸の水量で整備できる範囲内で整備を行うよう、地域と合意形成を図りながら整備範囲を決めてまいりた

いと考えております。

最後に、4点目の暑い夏に散水装置としての利用についてお答えします。散水消雪の夏場利用については、散水消雪の先進地である新潟県長岡市や石川県金沢市などで、社会実験やイベント時、地域を限定した形で実施されている例があることは承知しております。調査結果などを見ますと、散水時には路面上の気温は1度程度の低下は確認されているようですが、「水が蒸発して蒸し風呂のような状態になった。」や「水はねにより車や歩行者が濡れるので困る。」といった声もあるようです。そこで今回、長岡市の担当課へ状況を確認しましたところ、散水した車道の路面温度は下がっているが、歩道や住宅、店舗まで涼しくなるほどの効果は見られないとのことでした。また、視覚的には涼しさを感じられるものの、車が汚れる、水がかかる、じめじめとしている、他の地域では湯水で苦しむときに道路に水をまくのはよくないのではないかなど、否定的な意見も寄せられているとのことでした。加えて、電気代やメンテナンスにも相応の費用がかかっており、課題であるということも確認いたしました。なお、昨年は大雪により地下水を多く使用したため、地下水の回復が不十分となり、打ち水は実施しなかったとのことでした。今後は、地下水の保全、市民からの御意見、費用対効果を踏まえて実施するかどうか検討しているとのことでした。

また、過去に金沢市で社会実験を行った国土交通省金沢河川国道事務所の検証結果では、気温は下がったが、夏に使わないパイプを動かすには電力会社や点検業者など、関係機関との調整が必要で、費用対効果が低かったことから継続に至らなかったとの報告です。飛騨市の場合、設置箇所全域で実施しようとする、冬期に詰まったノズルの掃除や配管のメンテナンスなど、費用で約400万円必要となります。また、現在は消雪施設の電気料金を抑えるため、冬季間のみ利用可能な安価な融雪プランで契約しておりますが、夏場に利用する場合には通年契約への変更が必要となり、電気料金は基本料金だけで220万円ほど増加し、夏場の使用料金がさらに加わります。さらにポンプの制御は、冬季には降雪や温度を感知して自動運転していますが、夏場に利用する場合は、市内45台のポンプを毎日手動で運転する必要があり、管理にも相当な労力がかかります。なお、神岡町での状況を考えた場合、散水消雪が設置されている地区では、機械除雪ができる幅員の広い幹線道路には散水施設は設置されておらず、主に支線に設置されているため、エリア内の半分程度の面積での散水となることから、全面的な効果は期待できないと思われま。

これらのことから、夏場の散水消雪利用では、家庭での冷房にかかる費用を減らせるほどの効果は見られないことや、増加する費用や労力を含めた費用対効果の観点からも、積極的に検討する状況にはないと判断いたしております。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

4点お答えいただきました。4点目は大体予想していたような答弁なんですけども、順番にいかせていただきたいと思っております。

1点目ですけども、川西地区のほうは残り水もあるということで、今年完了ということでの話をいただきましたのでこの辺はいいです。

2つ目の船津中央地区の工事で、説明会を開催して地元の合意を取っていくということなんですけども、川西地区の場合は区があつてやったんですけど、船津中央地区の場合はなくなつてば

らばらにあります。その辺はどのような形で集まって合意を取っていくようなことを考えていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

船津中央地区におきましても行政区はございませんが、地区ごとに要望等をお聞きしておりますので、どういう集まりでお話を聞くのが一番いいのかも含めて、今年度また御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。多分町内会長を集めてということになると思います。

それで令和9年度からの工事予定ということで、令和8年度中に詳細設計をして決めていくということなんですけども、設計をしなければいけない、その前には設置する路線を決めなければいけないということなんですけど、この辺についてはいつ頃までに決定するような感覚でやられますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

何月までというところまで詳細は決めておりませんが、一番はどの路線に消雪が有効に働くかというような観点での設計部分かと思っておりますので、町内会との御意見の調整具合を見ながら、技術的な設計と併せて令和9年度に向けて間に合うようなスケジュール感でやっていければと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。来年に間に合うように進めば、それで問題はないのでいいです。

それから井戸の話なんですけど、どうするこうするという話はなかったんですけども、以前、川西で今のふれあいセンターのところであって、その後中央区でやる場合に井戸を探したときに、川西ポケットパークのちょっと山手側で井戸の調査をしたら水が出るよということが分かって、それを中央区に持っていきたいという話があったんですけど、その頃はまだ川西区の消雪が完成していないということで、それは川西で使いたいねということで諦めて北新地の信用金庫の裏で井戸を掘って水を出したということです。

10年ぐらい前になるんですけども、調査したときにふれあいセンターのほうでも井戸を掘って使っていたけども、ポケットパークでも井戸を掘って使えるというような調査結果があったんですけど、それは今も水量があるというような認識でよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

当時、井戸の調査をいたしましたのは、中央地区にまず最初に配管をするための必要な井戸をどこに設けるかということで、候補地を幾つか選定して可能性について調査をしたものでございまして、その中から現在の井戸の位置を最もいい場所であるということで選定して設置をしたわ

けでございます。ということで、その当時のほかの井戸をまた新たに掘るということではなくて、1点を決めるために候補として調査をしたものでございまして、井戸を掘るという考えは現在は持っていません。掘った井戸が思ったより水量があったものですから、その部分で賄える路線については有効活用という面から延ばしていけるところは延ばしていこうということで現在考えておるところでございますので、それ以降、井戸の調査は行っていません。

○11番（前川文博）

分かりました。その当時、そういういきさつで調査したのは知ってますのでいいんですけど、多分神岡町の消雪に使ってる水は、たしか井戸を掘る深さが古川町より浅かったんではなかね。ですので、地下水というより伏流水かなという話もいろいろあるものですから、そうするとどこで掘っても出るんじゃないかと、あそこの場所を掘れば出るんじゃないかという意見を2か所ぐらい聞いてるものですから、それはどこかでおいおい、今のほうが落ち着いてきた頃からやっていきたいなというふうに思っております。

4点目の散水については、また脱炭素のときに別口からやっていきたいなと思いますので、今日はこれだけにしておきます。

それでは、次に2点目の質問のほうに入ります。コミュニティセンターの運営と各施設の改修についてということです。中身は3点あります。コミュニティセンターの新しい利用状況と今後の活用について。2点目、神岡町コミュニティセンターのホール改修について。3点目、船津座の多目的ホール照明についてということです。令和7年7月から飛騨市公民館条例にある公民館が公民館法から外れ、コミュニティセンターとして運用が始まりました。物販などができるようになり、新しい利用方法が期待できるとの説明もありました。

そこで1点目です。コミュニティセンターの新しい利用状況と今後の活用について。公民館法に縛られないコミュニティセンター。これまでに8か月が経過しておりますが、新たな利用というのはどのようなものがあったのでしょうか。

2点目、神岡町コミュニティセンターのホールの改修について。ホールの照明や音響、つり物、空調設備が老朽化しております。特に空調関係は非常に悪く、今年の20歳を祝う会においては、会場内にブルーヒーターなどの暖房機器を4台設置し室内温度を上げたと聞いております。大きな催し物は古川町の文化交流センターでの開催がほとんどとなっております。ニュートリノの関係、こういった研究のことは神岡町コミュニティセンターのホールが使われております。数年前から改修してほしいとの話も出ておりますが、いろいろな事情で先送りされておりました。令和7年度以降は歳入が厳しくなり、物価高騰や人件費上昇で歳出が増加するため見送りされた事業も数多くあります。コミュニティセンターへと変わり、公民館法から外れたので使い方に広がりが出ることを期待しますが、施設が使いにくいのではその活用にもつながらないのではないのでしょうか。改修計画についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

3点目、船津座の多目的ホールについてです。昨年の秋頃、船津座での懇親会の際に話が出ました。このホール暗くないか。そういえば私のテーブル付近は少し暗かったです。照明を確認しますと、12個ついている電球の中、4個、33%の電球が球切れとなっております。なんか聞いたなと思いながら思い出しましたら、似たような質問を平成29年9月議会で質問してございまして、これは神岡小学校グラウンドの照明設備で、電球が48個中13個切れて27%の球切れですと。夜間

のクラブ活動で照度不足となり危ないという話をした際、答弁で電球の配置換えで対応するということでしたが、その後、予算化されて13個全数購入して明るさが戻りました。

また、その照明施設、ここ近年では電球の生産中止に伴うということで、十数個予備として購入され、照明設備の延命化が図られております。この船津座は同じところに水銀灯があり、それを使用すれば明るくなりますが、会場の雰囲気ががらっと変わります。この場所は旧神岡町役場の建物を活用した町民センターがあった場所で、地域の交流の場として使われておりました。その建て替えにより船津座へと変わりました。神岡町内でのイベントは、このホールを使用することが多くあります。先ほどのコミュニティセンターのホールとは使い方が違い、笑点に出ている方が来て寄席を行われたりもしております。神岡町内での催事を行おうとするとこの2つのどちらかになります。その2つの施設とも改修が必要な状況だと思います。これまでに修繕や改修の話があったはずですが、今どのようになっているのかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私からは、コミュニティセンターの運営と各施設の改修についての御質問に、1点目と2点目を続けてお答えいたします。

まず1点目のコミュニティセンターの新しい利用状況と今後の活用については、公民館のコミュニティセンター化の狙いは、特に社会教育法で縛りのあった営利目的の利用の解禁で、地域の交流の促進や活性化を図ることです。令和7年7月からの施設の位置づけの変更以降、古川町コミュニティセンターでは、営利の物販を伴うイベントの開催が4件、神岡町コミュニティセンターでは1件の実績がございます。特に、教育委員会主催の探究フェスを、今年度初めてコミュニティセンターで行いましたが、関係した飲食物の提供や製作品の販売など、新たな展開が見られたと大変好評をいただきました。また、イベント以外では学習塾などの利用相談も入り始めており、市民にも還元されるような営利での利用を期待しているところです。加えて、特に古川町は近年、一定規模の宴会可能な飲食店が減少し、その代替利用も狙いの1つで、宴会での利用については従前より制限は設けておりませんが、コミュニティセンター化の際に利用例としてチラシ掲載するなどの周知に努め、古川町コミュニティセンターにおいては、公民館運用時の前年の令和6年7月から12月に1件の宴会の利用であったところ、令和7年7月から12月は5件の利用がございました。

こういった活用が増えることが、地域のにぎわいの創出や様々な世代の交流の促進に寄与するものと考えており、市のイベントや関係団体のイベント活用をさらに促していくとともに、古川町においては飲食店組合を通じて船津座のような仕出しメニューの提供を検討いただいております。市民の様々な交流の場としての利用をさらに促進していきたいと考えております。

次に、2点目の神岡町コミュニティセンターのホール改修についてお答えします。神岡町コミュニティセンターは築後41年が経過し、鉄筋コンクリート造の標準耐用年数である50年に迫っております。飛騨市公共施設個別施設計画では、目標使用年数を80年に設定し、予防保全や定期的な保守点検により長寿命化を図る方向性としておりますが、老朽化に伴い突発的な修繕への対応

が増加し、予防保全的な改修は行えていないのが現状で、消防用設備やエレベーター設備、ホールの舞台機構など、利用者の安全に関わる箇所の修繕を中心に毎年部分改修を行っています。

御指摘のホールの改修については、舞台装置や音響など特殊な設備の老朽化をはじめ、特に空調関係は暖房設備や電気設備で併設する神岡振興事務所と共用する部分があり、一体での改修、または分離しての改修では設備の追加なども考えられ、相当大規模な改修となることが予想される反面、ホールの使用状況は月平均1回程度の利用にとどまっていることから、これまで具体の検討には至りませんでした。

御指摘のとおり、ニュートリノ関係の利用など地域にとっても大切な事業も実施されておりますが、総合政策指揮指針で掲げましたように、人口減少などの社会情勢の変化や、合併による複数の類似機能の施設の在り方の見直しも一方で必要でありますので、今後どのような改修方法が可能なのか、コスト面や経済性なども含め慎重に検討してまいります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、3点目の船津座の多目的ホール照明についてお答えいたします。

現在船津座の照明は、施設内外で水銀ランプ及びナトリウムランプが使用されておりますけれども、議員御指摘のとおり水銀ランプについては2021年1月1日から一般照明用の製造・輸出入が禁止となり、ナトリウムランプについても一部のメーカー除き順次生産を終了、現在は在庫限りの販売となっております。指定管理者からも、早急な施設のLED化について改修要望を頂いておりますけれども、施設全体をLED化した場合の工事費用は約1億円、多目的ホールのみでの改修でも約2,200万円が必要となります。LED化の必要な市有施設は市全体で197施設に上っており、市全体の財政状況を鑑みの中で、令和8年度以降の市の方針を1番目に行政施設、衛生施設、学校施設、保育施設、福祉施設の順で整備した上で、スポーツ施設、集会施設、観光施設等へ着手することとし、順次予算化しているところです。船津座の改修工事に着手できるまでは、予備電球の確保や既存電球の移動等、消耗を極力抑えながら現状を注視しつつ管理していきたいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○11番（前川文博）

3点お答えいただきました。1点目の利活用のほうですけれども、営利目的も解禁が正式になって、古川町コミュニティセンターでは宴会利用も増えてきたと。神岡町では昔から使っておりましたので、あそこで慰労会で持ち込んでやっておりましたのでそれはあるんですが、そういったこともこうやって広がって行って、飲食店組合とかで仕出しのメニューということは、かなり周知されているというふうに捉えてよろしいですね。そこを聞こうかなと思ったんですが、周知のほうはばっちりだということはどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

周知のほうは今後も続けてまいりたいというふうに思います。いろいろな飲食店の方にあそこをとにかくコミュニティー施設ということで、いろいろな形で使っていただけるようにしたいというふうに思っております。

なお、仕出しというところでは、ある業者にお聞きしましたら、いわゆる仕出し料理を持って行って会場に届けるだけで、通常お店ですといろいろな賄いと言いますか、いろいろな料理を並べたりお世話をしたりということで人件費のいろいろな課題があるらしいんですけど、仕出しでそこにお届けをすれば、あとは利用者のほうでやっていただけるということで、人件費の削減にもつながり、なおかつ大量な人数のお料理を提供するというので、コスト面もそれなりに利点もあるということでしたので、その辺についてはまた組合のほうといろいろ御意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○11番（前川文博）

分かりました。2点目のホールの改修なんですけども、80年使えるようにという話でしたね、50年の耐用年数を80年ということで残り39年あるんですけども、月1回の利用なのでということなんですけども、今後本当に公共施設の統廃合とか、そういうことを考えておられるならきちんとその辺も踏まえて、使えるものは使えるようにしていくのかってことも出していかないと、月1回だからこのままでいいよという寒いから使えないねって話になっていくので、そこはきちんと考えていただきたいです。

徐々に聞きましたが、検討するという話があって、前向きじゃないんですかって私はいつも言っていたんですけど、今回は慎重という言葉がついたので、あまりこれは検討しないのかなと思ったんですが、やっぱりあと40年使うってことであれば、その辺についてはどのように考えておられますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

御指摘のところの一番懸念してるところは空調設備でございます。直近ですと、平成19年、つまり約20年ぐらいに大規模改修ということで、先ほど答弁申しましたように神岡振興事務所と対といたしますか、駐車場に重油のタンクをそれぞれに分けながら燃料媒体としてやった事業であります。その中で、2つくっついてるものですから、単独でやったほうが更新工事をするにおいて有利なのか、あるいは一体でやったほうがいいのかということいろいろな考え方がございますので、もう既に設備については20年経っておりますので、そこら辺についていろいろな形、角度で、コスト面とかを考えながら残りの年数までどのように改修をすればベストなのか、そういう意味で慎重に検討してまいりたいということで申し上げた次第です。

○11番（前川文博）

分かりました。それでは、3点目の船津座のほうです。先ほど答弁の中で改修費用が1億円という話がありました。私もいろいろ聞きましたら、ホール内のお客さんが座るところの照明が約2,200万円、それからステージの照明設備が6,000万円、その他のLED化ということで2,200万円、1億円以上ということで、これは多分合っている話だと思うんですけども、この中のホー

ルの照明なんです、やっぱりここが一番重要なんです。ステージの照明のことはスポットライトを入れ替えるとか何とかすればいいと思うんですが、先ほどたしか電球を確保していくというような話もありましたが、ここの電球を確保できますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

できる限り努力して確保していくということでございます。

○11番（前川文博）

私が聞いてたのは、もう電球とかがなくてという話で、調光設備なので専門の設置した業者がいつも見積りに来ているという話だったんですけども、できるのであれば探してもらって変えていただければ、高いので足場を組まないといけないので一括でやらなければいけないと思うんですけど、照明の話でグラウンドのほうは、市の直営なので市のほうで予備の電球を数年前に教育委員会で買っておいておくことができたんですけど、船津座は指定管理なので5年ごとに変わる可能性があるんですよ。そうすると、指定管理者がその球を予備で購入してってのは多分無理だと思うんですよ。そういった場合に、この先の更新を後に遅らせたいってことであれば、例えば市のほうで電球をストックしておくとか、そういったことは考えていかないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

まずは現状の指定管理者とよく協議をしながら、あと、基本協定などの中で取り決められているところもありますので、そういったところと併せて検討してまいりたいと思います。

○11番（前川文博）

検討はぜひしていただきたいんですけども、後になればなるほど電球が手に入りにくくなっていきますので、その辺は今後設備を改修できないのであれば、その球を確保しておいて延命措置をするというようなことを考えていく時期にもあると思うんです。やっぱり今回言われたのが、令和4年頃からこの要望を上げているんだけどなかなか話が進まない。そのたびに毎回設置したメーカーを呼んで見積りを取るけども、見積りもやっぱりコストがかかるということでどうなんですかという話も設置業者から出ているという話もありますので、その辺も含めていただいて、見積書もただではないというような認識で、本当に毎年要望を出すのに見積書があるのかとか、そういったこともぜひ検討はしていただきたいんですけどその辺どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

私も担当部署としましては早く直ささせていただきたいという気持ちは指定管理者と同じではありませんけれども、先ほどの答弁で申し上げましたように、なかなか安価でできる話ではありませんので、市全体のほかの施設との順番ですとか、全体の財政の中で順位づけてやっていく話になりますので、その中で要望は今までもしっかりとしておりますので、継続して市全体の中の検討で大事な部分として進めていきたいと思っております。

○11番（前川文博）

今度、建築管財部もできますので、そういうところとも連携を取っていただいて、どういうふうにやっていくのがいいのかを検討していただきたいなと思います。

それでは次、3点目に入ります。神岡こども園の開園と旭保育園の利活用についてということです。これは2つです。1点目は、公私連携保育所型認定こども園の今後についてということと、2点目は、旭保育園の利活用についてです。いよいよ4月から神岡町内の公立保育園がなくなり、公私連携の神岡こども園が開園いたします。2月の広報ひだでは、令和8年度の山之村保育園が定数に満たないため休園ということが書いてありました。神岡町内の保育園は統合して、少ない園児を1つの保育園で保育していくという方針は、いい方向だと私は感じております。

そこで1点目です。公私連携保育所型認定こども園の今後についてです。新しく神岡こども園が開園いたします。神岡町内の2つの保育園がなくなり、新たな出発となります。ここまで公私連携保育所型認定こども園を進めるにあたり、関係者の皆様方の努力に感謝いたします。全国でも珍しい公私連携保育所型です。私が調べたところ、北海道で2園、関東で1園でした。公私連携保育所型というのも珍しいのですが、公立と私立を統合というところとちょっと違うんですけども、公立と私立が1つとなって新しい認定こども園を設立したという事例をいろいろ調べたんですけども、私は見つけられませんでした。

そこで先般、数少ない公私連携保育所型認定こども園がある北海道厚真町とむかわ町の状況を聞いてまいりました。地域に合った運営方法が非常に重要だと感じて帰ってまいりました。北海道厚真町には公立と公私連携の2つのこども園があり、公私連携は令和6年4月にスタートしております。運営する法人を決める際に全国公募を行い、手を挙げたのは一番離れた沖縄県の法人だけで、その法人と契約し運営されております。この沖縄の法人は、保育環境整備に力を入れている法人で、地元の沖縄県で保護者が保育環境に参画することによって保護者の意識を保育に向くことの重要性を発信し、保育園の運営をしておられます。例えば、園庭にブランコ、滑り台、トンネルとかを造る際、保護者も一緒になって設置するとか、保育室に木製の遊具とかを造るときに滑り台とか、トンネルとか、そういったものも一緒に設置する。そして定期的に配置替えをするとか、そういったことを行っています。このような保育環境整備の点でつながりができて、施設運営主体に応募されております。これまでの保育士はこども園の保育士として採用され、さらに3年間は3人の保育士が町から派遣をされております。園舎も町立保育園で建てたものを使用しており、こども園の収入は公定価格で定められた施設型給付費、建物は厚真町の所有のため施設使用料として徴収するという方式です。北海道むかわ町には、学校法人が運営する私立と公私連携の2園のこども園があり、公私連携は令和5年4月にスタートしております。5年間の運営に関する協定期間内に社会福祉法人格を取得することを条件に、地元の宗教法人が運営をしております。こちらのほうも、運営していくにはそれなりの苦労があるということをいろいろ聞いてまいりました。

そこで今度は神岡町の話なんですけども、神岡町内の新生児は令和6年度は7人、令和7年度は9人と聞いております。このままでいきますと、数年後には神岡こども園の園児は50人を下回ることが予想されます。厚真町は町立から民間に移行する際に補助要綱などを整備し、移行後3年間はしっかりとした補助整備ができておりました。双葉保育園の建物は150人の定員で造られ

ており、ここを何とかしないと経営的にも苦しくなることが予想されます。これまでも聞いておりますが、公私連携の部分で飛騨市のサポートについてどのような取り決めを行っているのか、また、園児の人数が減少した場合の運営体制のサポートはどうなっているのか、全般におけるサポートについてお聞きいたします。

2点目、旭保育園の利活用についてです。神岡こども園の開園に伴い、旭保育園は3月31日で閉園となります。今は、その後の利活用の検討がされています。今年度は神岡小学校6年生から勉強部屋やレクリエーション施設、子供食堂などにしたらどうかとの提案があったようです。この建物は耐震工事もされており、その活用方法が注目されます。どのようなコンセプトでこの建物の活用を考えているのでしょうか。また、詳細な検討や工事発注から完成、新施設の稼働に向けたスケジュールはどうなっているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

神岡こども園の開園と旭保育園の利活用について御質問いただきました。

初めに、公私連携型保育所型認定こども園について御説明をいたします。正式名称が公私連携型と言いますので、そのように説明をいたします。保育所型認定こども園とは、保育園をベースとして幼稚園の機能を併せ持ち、ゼロから5歳児の教育・保育を一体的に行う施設です。保育園を認定こども園に変えることで就労などの入園条件を緩和し、子供の受入れ幅を広げることが認定こども園の主な目的です。

本市におきましては、社会福祉法人双葉福社会と協定を締結し、令和8年4月より同法人を運営主体とする公私連携型保育所型認定こども園として開園することとなりました。円滑な運営と安定した教育・保育の提供が継続されるよう、公私連携の理念の下、市としての責任を果たしながら支援を行ってまいります。

公私連携における市の関与と支援につきましては、協定に基づく施設型給付費の支給や各種保育事業補助に加え、施設修繕、備品整備への補助、必要に応じた保育士派遣など、人的・物的両面から役割分担の下で運営を支えます。実際に、双葉保育園園舎の床の修繕や倉庫の建築、備品の購入などについて、令和6年度、令和7年度に補助を実施しており、当面の施設運営に十分な環境は整えられたと考えております。開園後も必要な環境整備については運営法人と協議の上、対応してまいります。

園児数の見通しですが、神岡地区の園児数は令和7年度が117人、令和8年度が101人と見込んでおまして、数年後には議員御指摘のとおり半数程度に減少する可能性もございます。

定員と運営費の関係ですが、まず定員には認可定員と利用定員の2種類がございます。認可定員は、都道府県等が設備や面積基準に基づき認定する最大受入人数で、原則としてこれを上回ることができません。一方、利用定員は認可定員の範囲内で、運営事業者からの申請に基づき市が確認するという手続きの中で設定する実質の受入目標人数です。この利用定員が公定価格、いわゆる給付単価の基準になります。神岡こども園は、開園当初は認可定員150人、利用定員105人とする予定ですが、年ごとに利用定員を実態に応じた数とすることで公定価格に反映され、安定し

た運営が可能になると考えております。

今後も市と運営法人が協議・連携を図り、園児数の動向や保育ニーズを的確に把握し、必要なる人的支援や施設環境の整備を行うとともに、地域に根差した持続可能な認定こども園の運営に努めてまいります。

次に、旭保育園の利活用についてお答えします。旭保育園の園舎につきましては、平成24年度に耐震工事を完了しており、建物の安全性は確保されているところであります。閉園後の利活用については、少子化の進行により利用者の減少傾向が続いている神岡子育て支援センターを移転し、小中学生も利用可能な機能を拡充することで、施設の持続可能性を向上させることを検討してまいりました。そこで昨年9月に神岡小学校6年生の皆さんに御協力いただき、子供たちの視点による多様な提案をいただきました。例えば、宿題や遊びができ、冷暖房も備えた勉強・レクリエーションスペースや、体を動かして遊べるアスレチックスペース、地域に少ない子供食堂、中にはシアタールームというのもありましたが、それぞれの提案に共通するニーズは、子供たちが放課後や休日に安心して集い過ごせる居場所であると受け取りました。市といたしましては、こうした提案を尊重しつつ、予算面や運営面の制約を踏まえ、可能な限り実現できるよう検討を進めているところでございます。

施設活用の基本的なコンセプトは、子育て支援センターの機能に加え、これまで十分に確保されてこなかった小学生以上の子供の居場所機能を整備し、放課後や休日に安心して過ごし、学びや交流、体験ができる居場所を創出することにあります。これにより、地域の活性化と子育て支援の充実を図ることを目指しております。なお、本計画案は令和8年1月の子ども・子育て会議において了承をいただいております。

今後のスケジュールといたしましては、令和8年度に施設の具体的な活用内容の詳細を検討しまして、必要な改修のための設計業務を実施します。続いて令和9年度に改修工事を行い、令和10年度には子育て支援センターと新たな子供の居場所拠点として供用開始を予定しております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○11番（前川文博）

2点お聞きいたしました。1番の神岡こども園の開園ですけれども、今の旭保育園の職員の方々ってというのは、この先は市の職員でどこか別のところに移られるのか、こども園のほうへ行かれるのか、その辺はどんなような感じになっておりますか。また、派遣とか何かがあるのであればその辺もちょっと教えていただきたいんですけど。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

人事のことですので詳細をお答えすることができませんが、若干名派遣を予定しております。あとの職員については既存の公立保育園、それから会計年度任用職員については退職されるということでございます。

○11番（前川文博）

分かりました。人事のことなのでこれ以上は深く聞きません。

次、2点目の旭保育園のほうです。今、神岡子育て支援センターを移転という話もあるんです

けども、神岡子育て支援センターは昔の神岡保育園の跡を使って、1階が支援センター、2階がたしか東町公民館ということになってるんですが、移転した後、そこまではまだ全然話は出てないでしょうか。移転すると1階が空いてしまうと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

いろいろ貸していただけないとかそういう御提案はございますけども、今のところ何も決まっておられません。

○11番（前川文博）

分かりました。どこかに押しつけるような形だけはなければいいなというのを私は思ったんですけども、うまいこと何かでまた市でも活用できればいいのかなと思いますので、その辺はまた検討をしていただきたいなと思います。

それでは最後の4点目に入ります。水道料金の改定についてです。3点ございます。1点目、2回の値上げで令和11年度以降は経営が安定して、その後値上げの心配はないのかということ。2点目、年間2億円の設備投資で問題なく維持できるのか。3点目、口径別料金設定は13ミリメートルと20ミリメートルは別にすべきではないかということです。

先般の12月議会の質問の際には曖昧な答弁であり、この話は出なかったんですが、令和9年4月から水道料金値上げが行われる予定となりました。全員協議会で説明がありましたが、説明資料の表やグラフを見ていると、この先のことが少し心配になりました。下水道事業経営戦略改定概要の中には、令和7年の人口が約2万人、25年後の令和32年には人口1万1,000人とほぼ半減する予想と、それに伴い使用料収入も3億4,000万円から、1億9,000万円へと同じ率で減少しております。

そこで1点目です。2回の値上げで令和11年以降は経営が安定して値上げの心配はないのかということですが、水道ビジョン、これでは令和2年と令和7年にそれぞれ20%の値上げとなっております。1回目が2年先延ばしとなり9.8%、2回目が令和9年と令和11年にそれぞれ10%の値上げが行われることとなります。計画より値上げ幅が小さくなっております。人口減少の見込みも下水道事業の中で示されておりますが、令和11年の値上げ以降は7年間、表の流れでいきますとさらに10年間は経営が安定しているように見えますが、そのような考え方で捉えてよろしいのでしょうか。

2点目、年間2億円の設備投資で問題なく維持できるのかということです。もう皆さんいっぱい出ておりますが、物価高騰、インフレの時代に入り、これまでの設備投資金額では事業料が減少してまいります。水道設備の更新も同じです。設備投資にける金額は2億円のままで、更新する設備が減少しても安定した水道の供給ができるのでしょうか。下水道事業も毎年2億円の設備投資とありますが、これまでの水道ビジョンで考えていた設備更新を行うには、毎年幾らが必要だと考えているのでしょうか。上水道と下水道でそれぞれ同じ2億円となっておりますが、金額ありきの計画なののでしょうか。毎年の更新箇所がこの金額でこの先も計画どおりの事業量ができると考えての2億円なののでしょうか。

3点目です。口径別料金設定は13ミリメートルと20ミリメートルは別にすべきではないかと

ということです。水道料金統一の際に13ミリメートルと20ミリメートルの基本料金は同額となりました。ここ最近では、家庭での水の使用量が昔より多くなったことから、20ミリメートルが基本となってきております。しかし断面積は2.36倍、流量は約3倍、給水速度も約2.5倍と、13ミリメートルと20ミリメートルでは全然違います。過去には分担金も金額も違っておりました。13ミリメートルと20ミリメートルでは利便性も違います。具体的に言いますと、1階のトイレはタンクレスでいいけども、2階はタンクをつけないと13ミリメートルでは対応できないとか、そういう差が出てまいります。今後基本料金を別にすることも必要と考えますがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

お尋ねのありました水道料金の改定について、1点目から3点目まで関連がございますので、まとめてお答えします。

まず初めに、今回の改定に関する市の基本的な考え方を説明させていただきます。本市では、平成29年度に策定いたしました水道事業経営戦略に基づき、5年に一度の料金見直しを行うこととしております。令和4年度から令和5年度にかけ約16%値上げを見込んで実施しましたが、実質約10%の料金収入の増加にとどまる結果となりました。加えて、予想を上回る急激な電気料金の高騰や人件費を含む資材費の高騰が重なり、水道事業の経営を大きく圧迫することとなりました。そのため、今後これらの社会情勢の変化を考慮した上で、将来にわたり安全な水を安定的に供給するために必要な料金水準について慎重に検討いたしました。その結果、このままの料金体系では、安心・安全で持続可能な水道施設を維持することが極めて困難であると判断し、今回の料金改定を実施させていただくことといたしました。この料金改定につきましては、先日の全員協議会におきましても詳細について御説明申し上げたとおりでございます。

今回予定しております改定は、この水道事業経営戦略において、将来の経営安定化に向けて算定された本来の20%の改定を実施するものでございます。しかしながら、これを一度に引き上げた場合の市民生活への影響を重く受け止め、激変緩和措置として令和9年度に約10%、そして1年明けた令和11年度に約10%と、2段階に分けて値上げを実施し、現行の計画期間内における経営の安定化を図るものでございます。

そこで、1点目の2回の値上げによる令和11年以降の値上げの心配についての御質問にお答えいたします。令和11年以降の経営見通しにつきましては、詳細については現在の計画に続く次期水道事業経営戦略、令和10年度から令和19年度までの10年間を策定する中で、改めてお示ししていくこととなります。ただし、現在の計画の試算におきましても、おおむね5年ごとの料金改定が必要であることと見込まれておりますことから、今後につきましても、定期的な料金改定は必要になってくるものと考えております。

続いて2点目の、年間2億円の設備投資による維持についての御質問についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、昨今の物価高騰等により、同じ予算額であっても実際に施工できる事業量が減少するという厳しい環境にあることは、市といたしましても強く認識しております。しかしながら、この年間2億円という投資額は、単なる財政都合上の上限ではございません。

本市では、古くなった設備を年数だけで一斉に更新するのではなく、実際の劣化状況を詳細に点検し、使えるものは丁寧に補修して長持ちさせ、本当に危険で必要な箇所から優先して更新するという、より効率的な管理手法を取り入れております。この工夫と計画的な投資によって、将来の更新費用を平準化し、持続可能な事業運営のために算出した必要最低限の数字が年間2億円でございます。さらに申し上げますと、この試算でお示ししている年間2億円という金額は、国庫補助金や企業債といった特定財源を見込んでいない、いわゆる水道事業単独の真水の事業費としてのものがございます。したがって、インフレによる実質的な事業量の減少に対しましては、これら国庫補助金や有利な企業債を最大限に活用していくことを既に見据えており、実際の執行に当たっては事業規模をしっかりと確保してまいります。これに加えまして、詳細な点検データに基づく優先順位の厳格化を徹底し、市民の皆様への安定供給に直結する重要な管路や施設の更新を最優先に行うなど、事業の選択と集中を一層図ってまいります。

このように、既存設備の長寿命化と投資の最適化を図りつつ、国や外部の財源を積極的に活用していくことで、将来にわたり水道施設の安全かつ安定した機能を確実に維持していくことは十分に可能であると判断しております。

最後に、3点目の13ミリメートルと20ミリメートルでの口径別料金設定についての御質問に対してお答えいたします。議員御指摘のとおり、13ミリメートルと20ミリメートルでは一度に使用できる給水能力、断面積に差がございます。まず、この給水能力の差に対する御負担につきましては、水道を新たに引く際にお支払いいただく加入金におきまして、既に断面積に応じた別々の金額を設定し、初期費用としての公平性を図っております。その上で、毎月お支払いいただく基本料金についてでございますが、本市においては13ミリメートル及び20ミリメートルのメーターを御利用いただいているお客様のほとんどは、一般家庭でございます。前回の料金改定におきましても、基本料金を大きく引き上げるのではなく、使用水量に応じた従量料金の見直しを主眼といたしました。その最大の理由は、13ミリメートルや20ミリメートルを御利用の一般家庭の皆様、とりわけ経済的な影響を受けやすい方々、弱者の生活に配慮するためでございます。生活の必須基盤である水道において、一般家庭の標準的な口径間で基本料金に差を設けることは、多くの方に過度な負担を強いることにつながると考えております。また、20ミリメートルの給水能力を生かして、実際に多くの水量を使用された場合の公平性につきましては、水量が増えるにつれて単価が高くなる従量料金、超過料金の仕組みにより、使った分だけしっかりと御負担いただくことで適正に担保しております。

このように、加入金における口径別の負担と使用水量に応じた超過料金を組み合わせることにより、受益者負担の原則は十分に保たれております。したがって、市民生活への配慮を最優先とし、13ミリメートルと20ミリメートルの基本料金につきましては、引き続き同額での設定とさせていただきたいと考えております。人口減少や施設の老朽化、物価高騰など、事業環境がかつてなく厳しさを増す中、今回の料金改定は将来にわたり安全な上水道の機能を維持していくための、まさに苦渋の決断でございます。

市といたしましても、単にお願いするだけではなく、施設の長寿命化や経費削減、国庫補助金等の最大限の活用など、あらゆる経済努力を不断に尽くしてまいり所存でございます。将来世代へ確実につないでいくため、議員各位並びに市民の皆様への深い御理解と、より一層の御協力を賜

りますよう、心よりお願い申し上げます。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○11番（前川文博）

今3点お答えいただきました。また新たな水道の指針を作って、5年ごとに見直していくのだという話もあったんですけども、まず2億円の話を見せてもらいます。以前も聞いたときに、本当に最小限に絞って2億円の工事をやらないと施設がもたないと。だから2億円いるんだというような話が前あったんです。かなり絞っての2億円だったと記憶してるんですが、今はいろいろなものがよくなってきたから、いろいろな調査をしたらそれだけかけなくても、要は昔の2億円で、多分今3億円かけなければできないと思うんですけど、その部分が絞っていけると。それでも安全で安定した水道の供給ができるということがあるということによろしいんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

先ほどの答弁の中にもありましたけども、あくまでも2億円というのは、真水の2億円、市の財源の2億円でございます、それ以外に実際には大型事業でありますと国庫補助金でありますとか企業債を利用することで、実際には2億円では済んでないんですけども、ただ、真水の事業費としては2億円に抑えておるということでございます。

○11番（前川文博）

分かりました。それでやっていただいて安全な水が頂ければいいんです。

それでは1番目の料金の値上げのほうなんですけども、別に料金の値上げのことに文句を言うわけじゃないんです。以前に、2割、2割上げるので1.44倍になるよという話は知っていましたので。ただ、この間もらった資料の中で、経営比較分析の②ってやつを見ると、令和9年に値上げすると次の年4,000万円弱の利益が出て、翌年はゼロに近くなって、令和11年に10%上げると4,000万円強の利益が出て、それがずっと令和7年まで3,500万円ぐらいあるというような表なんですけども、これを見るとしばらく利益があるんじゃないかなと思うんですけども、それをみるとしばらく利益があるんじゃないかなと思うんですけども、それをさっき私言ったんですけどどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今後料金改定で令和9年と令和11年に上げさせていただきますけども、物価高騰はある程度見込んでおりますけども、これ以上にまた物価高騰がありますと当然そういったことにはなりませんので、次期の経営戦略におきましてその辺も細かく分析しまして、皆様の御負担にならないような改定を考えていきたいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

3番目の口径別料金ですね、これは過去にも1回やって、たしか同じような答弁をいただいておりますけども、上げる負担を求めないじゃなくて、例えば今2回上げるのであれば、1回13ミリを上げないとか、そういうこともできたと思うんですけども、その辺は全然検討にはならなかつ

たでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

先ほども答弁で申し上げたとおりなんですけども、一般的なメーター器が13ミリメートル及び20ミリメートルでございます。この経緯につきましては、古川町と神岡町にそれぞれ上水道が以前はございました。その最小口径は、確かに一般家庭は13ミリメートルでございます。ただ、それ以外の簡易水道、飲料水供給施設も含むんですけども、そういったところの整備が必ずしも13ミリメートルが最低口径であったわけではなく、20ミリメートルが最低口径であったところもあります。そういった意味で、一般家庭が13ミリメートル及び20ミリメートルが混在しておるといことで、そこに差をつける予定は今のところはございません。

○11番（前川文博）

分かりました。そういうことがあったのであればまたそれは別のことなんですけど、もう1点だけ確認します。もらった資料の8番目の料金体系で、基本料金は10円未満を切捨て、従量料金は10円未満四捨五入ってなってるんですけど、これ両方切捨てにするとか同じなら分かりやすいんですが、なぜでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

多分説明資料の8番の料金体系改定後の資料の話だと思いますが、下のほうに書いてありますとおり現行料金に対しまして令和9年度に10%、それから令和11年度に20%を加算したもので、あくまでも10円未満を四捨五入したものという考え方でお願いいたします。基本料金が例えば10円未満になりますと、消費税の関係で端数が発生してしまいます。そこで四捨五入という形を取らせていただいております。

○11番（前川文博）

基本料金は切捨てになっているんです。従量料金が四捨五入なんですけど、これはどうして両方とも切捨てにならないのかなと思ったんですが。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

切捨て、四捨五入、それぞれ考え方があろうかと思えますけども、計算がしやすいように一応丸めさせていただいておりますが、あくまでも改定の案でございますし、これから市民に対して説明もさせていただく機会も当然あろうかと思えます。そういった機会の折にまた御意見を聞かせていただきまして、検討してまいりたいと考えております。

○11番（前川文博）

細かく計算すると21立米以上使う人が、四捨五入すると若干余計に高くなるんです。そういうのがあったので、そこは切捨てでいいんじゃないかなということのを思いました。

この後、佐藤議員がまた水道の質問をしますので、後に引き継ぎまして私の質問はこれで終わ

らせていただきます。

〔11番 前川文博 着席〕